

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡勝谷村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年七月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、昭和二十三年七月十四日より
年七月十八日まで

昭和二十三年七月十三日
第千九百二十五號

火曜日

鳥取縣公報 毎週日曜日發行（休日ニ當ル）
（昭和二十三年七月十三日）

昭和二十三年七月十三日
第千九百二十五號

（昭和二十三年四月十五日）
第五種郵便物認可